

国民健康保険 医療費の自己負担限度額が変わります

市民課保険年金係 ☎ 25 1148

限度額適用認定証を提示することで病院での窓口負担を軽減します

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までになります。外来や他の医療機関との合算により、窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、いったん費用を支払い、超えた分は申請により払い戻されます。(いずれの場合も保険適用分が対象となり計算されます)

自己負担限度額が変わります

平成27年1月1日から1か月あたりの窓口負担の自己負担限度額が下の表のとおり変わります。



70歳未満

旧ただし書所得		新ただし書所得	
所得要件	限度額	所得要件	限度額
600万円超	150,000円+ (総医療費-500,000円) × 1% (多数回該当 83,400円)	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% (多数回該当 140,100円)
600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (多数回該当 44,400円)	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% (多数回該当 93,000円)
住民税非課税	35,400円 (多数回該当 24,600円)	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (多数回該当 44,400円)
		210万円以下	57,600円 (多数回該当 44,400円)
		住民税非課税	35,400円 (多数回該当 24,600円)

70歳以上74歳以下

※現役並み所得者、住民税非課税世帯の区分に該当する70～74歳のかたの医療費に係る自己負担限度額については変更ありません。

区分	所得要件	限度額	所得要件	限度額
一般	・課税所得 145万円未満 ・収入の合計額 520万円未満 (70～74歳のかたが1人の場合は383万円未満)	44,400円	・課税所得 145万円未満 ・収入の合計額 520万円未満 (70～74歳のかたが1人の場合は383万円未満) ・ <u>旧ただし書き所得の合計が210万円以下</u>	44,400円

※旧ただし書き所得…総所得金額から基礎控除 33万円を引いた金額となります。

※総医療費…保険適用内分のみの医療費の総額をいいます。

※多数回該当…年4回以上高額療養費制度に該当になった場合の4回目以降の限度額のことです。

「ご成人おめでとうございませう。20歳を迎えるときさまざまな権利とともに義務も生まれてきます。国民年金に加入することもその一つです。」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。また、年金制度は最後の収入保障だけではなく、病気がケガで障がいが残ったときは障害年金を、加入者が亡くなるときは遺族年金を受け取ることができ、場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。「あのときに・・・」と後悔する前に、必ず国民年金の加入手続きをしましょう。

加入手続き 学生や自営業者

～新成人のみなさんへ～
20歳になったら国民年金
vol.4
市民課保険年金係
☎ 25 1148
伊勢年金事務所
☎ 0596
27 3604

などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら手続きが必要です。市役所で直接手続きをしてください。

サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、市役所での手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間(25年)を満たせず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たせず、万が一の時の障害年金・遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。納付が困難な場合には、必ず手続きをしましょう。